



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 781 号 (一部抜粋)



令和元年 5 月 29 日

5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ F A M I C ホームページ相談事例集の追加事例について ◆

F A M I C では、事業者の皆様から寄せられた J A S 規格などのご相談・お問い合わせの中から有機農産物及び有機加工食品に係る重要な事例や頻度の高い事例について、Q & A 形式の相談事例集を作成し、ホームページに掲載しています。

また、毎年度、新たな事例の追加や既存の収録内容の精査を行い、最新の情報を提供しています。

以下に本年 3 月に追加した事例の一部をご紹介します。

Q 有機 J A S マークの下に認証機関名と認証番号を記載することとなっていますが、有機加工食品についても記載する必要がありますか。

A 認証番号は、

- 1) 有機加工食品については、食品表示基準の販売者等の表示で特定できることから、記載を省略することができます。ただし、輸入業者については、2)に該当します。
- 2) 有機農産物と有機畜産物及び有機加工食品(輸入業者)の場合、他の関係法令により認証事業者が表示等で特定できる場合は省略することができます。

上記に該当しない場合は認証番号を記載する必要がありますが、いずれにおいても認証機関名は省略できません。

参考：有機食品の表示の様式及び表示の方法（農林水産省 別紙様式 4）

参考：日本農林規格等に関する法律施行規則 第 26 条（農林水産省 JAS 法三段表）（有機加工食品）

このような事例は、ホームページの相談事例集に掲載していますのでご確認ください。

相談事例集（有機農産物及び有機加工食品）

http://www.famic.go.jp/hiroba/anzen_anshin_qa/jigyousya_index.html